践祚部類鈔』 翻刻 付解題

皇室制度調査室

(凡例)

、本稿は、 国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本 『践祚部類鈔

H—六〇〇—一四七 〈せ函五〉)の翻刻を行うものである。

おおむね底本の体裁に拠るが、やむを得ず改行した

翻刻にあたっては、

字は正体に改める。なお頭書は天皇ごとに一括して別掲するが、 場合がある。また原則として平出・闕字等は連書し、古体・異体・略体文 底本の改

行に依らず意をもって連書したところがある。

註および説明註は ()をもって括る。 た註記のうち、 翻刻にあたり、新たに読点(、)・並列点(・)を施し、 底本の文字に置き換えるべきものは〔〕、 その他の校訂 翻刻者の加え

底本に文字の欠損のある場合は、 其の字数を計り、 □□または□ <u>し</u>の

追筆や異筆については、区別をしていない。

符号をもってうめる。

翻刻の担当は、 新井重行・ 鹿内浩胤・三輪仁美である。

解題は新井が執筆した。

(翻刻)

「踐祚部類鈔 至後光嚴院

踐祚部類鈔

宇多天皇 上卿 、で: (光学) 仁和三年八月廿六日踐祚、「五十八、」(朱書) 仁和三年八月廿六日踐祚、「五十八、」(朱書) 「廿一、」(朱書)

劍璽使 天子神璽・寶劍・符節・鈴印等、奉於皇太子直曹、太政大臣率公卿及少納言・左右近衞少將・將監已下主鈴等令賈

「廿六日警固・々關、

廿七日戊辰皇太子駕輦移御東宮、」

醍醐天皇 先於御殿簾前有冠禮事、今度有拜、無表云々、見延久記、 寛平九年七月三日受禪、「卅一、」(朱書) 天子、新主 清凉殿 御簾前加元服、 所子、 新主 清凉殿 當日寥淸凉殿、於「十三、」(朱書)

上卿

內辨 大納言左大將藤原時平卿

宣命使 大納言右大將菅原 卿

其後新帝拜皇后幷先帝、未剋新主還淸凉劍璽使 典侍春澄洽子持璽・劍・笏・ 「太子承位、 卽替衣、 取笏進拜、 涼殿、御 御 申剋前三 奉 · 帝移御弘徽殿、 奉新帝於淸凉殿

警固・々關無所見、

前皇帝座□、 新帝又逃座、

拜大后幷前帝、

未剋新帝御淸凉殿、」

幼主、無拜·表儀、 延長八年九月廿二日受禪、

朱雀天皇

上 卯 右大臣右大將藤原朝臣 定方公、

內辨 右大臣右大將藤原朝

宣命: 使 中納言右衛門督藤原 恒 佐 卿

取劍璽出簾中、 日向命婦取璽授之、 內侍二 內侍藤 人 | 一藤原明子、 | 「離子、 | 藤原明子、 子 取之、 藤

(頭書) 日警固 々關

勅授帶劍如舊、 又定殿上人及藏人等、

亥剋今上・ 皇后遷御弘徽殿、」

上天皇 舊主 弘徽 「廿四、」(朱書) 「廿四、」(朱書) 承香殿 (朱書)

村

御南殿、

冷泉院 巴二剋天皇崩於清凉殿、康保四年五月廿五日受禪、癸丑、 舊主 清凉殿出 養芳舍

崩

上 卿 右大臣源朝臣 高明、

劍璽 使 子剋大納言藤在衡已下令持神璽或云、左右近少將云々、 寶劍於左右近少將置皇太子直曹、

警問 Þ 關 可警固由諸衞、又遣固關使、」、戌剋右大臣已下著左仗、召仰」

圓 融院 安和二年八月十三日受禪、[廿、] 戊子、 新主 土 弘徽殿 (朱書) 凝華舍 (朱書)

上卿 左大臣藤原朝臣 師尹

內辨 左大臣藤原朝臣 師尹

宣命使

劍 璽 使 右近衞權中將藤原濟時朝臣相可之、掌侍橘慶子・藤原順子賣神一中納言左中將藤原兼家卿大政大臣攝籙及立太子事同載之、 相神 旧引之、質剣、 持參新 帝 御

在

一日 警 固 々 關 固三關幷警固諸陣左右大臣已下參仗 行

上 卿 右大臣左大將藤原朝 臣 實 賴

內辨 右大臣左大將藤原 朝

宣命 使

劍璽使 或云、典侍藤原灌子、掌侍橘平子奉行之云々、北山云、內侍二人、典侍・掌侍各一人也云々、中納言藤原元方卿

-九日警固 々關、

有拜・ 表儀、 其儀了令內侍被獻御 服 襲 於新 刑 加御 笏

廿二日新主遷御綾綺殿、」

上不御南殿

有上表、

父子之間、 可無此禮云 々、

未剋上皇御弘徽殿

亥剋移御東京□條院、 皇后、

山院 有拜·表儀、 新主即日入御大內、有輦車事、水觀二年八月廿七日受禪、「廿六、」(朱書) 甲辰、 新主 堀河院 參入、 新主 堀河院 參入、 「十七、」(朱書)

華電

右大臣藤原朝臣 兼家卿、

上卿

內辨 權大納言右大將藤原濟時卿

宣命使 中納言民部卿藤原文範卿

劍璽使 又令掌侍平子被獻御袍·笏等、 典侍一人可候、有障不參、 典侍一人可候、有障不參、 或云、內侍二人、今上拜舞了御休廬之間、 掌侍紀順子・源平子

「廿五日警固・々關、右大臣行之、〔頭書〕

廿七日上御南殿、

有此拜・表、兩主揖讓

爲光卿於今上御前定申頭 藏 人 昇殿以下、 勅授 昇殿 人有拜、 申

遷幸大內、 有輦車、

亥時東宮入御梅壺、」

寛和二年六月廿三日踐祚、「十九、」(朱書) 庚申、 新主 凝華(下七、) [七、] (朱書)

條院

「警固・固關、為光卿行之、 「運費」 或云、右近少將 劍璽使 或云、右近少將 世二日、 (左) 七月、 (左) 大納言藤原爲光卿

或云、右近少將道綱一人云々、

宣命文在之、但或不及宣制歟、嘉承中右記、依無節會不給宣命使云々、」

寬弘八年六月十三日受禪、乙卯、

三條院 十九日御落髮、廿二日御事、一條院、 新主 一條院 受了卽日入御東三條、 新主 一條院 受了卽日入御東三條、 新主 一條院 當日自別所參入、

上卿 右大臣藤原朝臣 顯光、

內辨 右大臣藤原朝臣

宣命使 中納言彈正尹藤原時光卿

劍璽使 下西階立軒廊、

又被奉御衣・御笏、

(頭書) 々關、村國司、

上不御南殿、

有御拜・表、

勅授・昇殿相混一度拜、

亥剋新主行幸東三條殿、」

剋

劍璽渡御是始也、 舊主 土御門殿長和五年正月廿九日受禪、「卅一、」(朱書) 甲戌、 新主 上東門京極第也、「九、」(朱書)

後

條院

右大臣 藤原朝臣 顯光、

世 內九上 辨旦卿 內大臣藤原朝臣 公季、

宣命使数、 權中納言中宮權大夫源朝臣經房御讓位幷以式部卿敦貞親王立皇太子、 以左大臣爲攝政事等也

各別御所、 劍璽渡御起是

劍璽使 **岬衣・御笏、舊主藏人左少將經親爲使、左大臣・內大臣・左右大將已下供奉之、藏人頭左中將資平、右中將雅通、**

又被奉御衣・ 諸衛陣列如行幸儀、

「廿五日警固 (頭書) • 々關、右大臣行之、

各別御所、 不及禪讓御拜・表、

授 昇殿、 兩度拜之、」

後朱雀院 長元九年四 月十 七七日代 口踐祚、「廿九、」(朱書) 一段祚、「廿九、」(朱書) 田陽令 清凉殿 舍 崩

關 警固 節 來例也、

古

劍璽使 今夜不渡御衣・御笏、十九日渡御笏、2璽使 令參昭陽舍、諸卿供奉云々、1璽使 左少將行經朝臣、右中將資房朝藤 藤 臣

子剋內大臣取劍璽授兩人、

「劍璽渡之後經數日有警固・田河月廿四日賀茂祭也、 古 關 云 々、五月十九日遺詔奏日也、 使經輔朝臣

五月十三日錫紵、匈葬、

廢朝五个日、

關白事、當月口勅、

(參考 東山御文庫本 洞 院家記

貼 紙

長元

廿 应 日 壬申 -有警固· 事、 廿 Ŧī. 日癸酉賀茂祭停止、 廿六日 甲戌解 陣 件

警固祭警固歟、 先例雖被止祭於警固者猶被行之故也、

> 後冷泉院 有拜·表儀、

、 上月十六日受禪、「卅七、」 発酉、 新主 東 「廿一、」 (単一、) 御同宿 東三條 (朱書) 崩、 當日自上 即日乘輿□、歸□、

上卿 內大臣左大將藤原朝臣 敎 通

內辨 內大臣左大將藤原朝 臣

宣命 使 權中納言藤原兼賴卿

劍璽使 又令內侍奉御袍‧御笏等、2種使 還御之時同相從前後、諸卿又扈從、2種使 內侍二人、與侍一人、出簾中、卽供寿 即供奉入 御 休

「同日警固・々關、內大臣先仰固關事、(頭書)

次召仰六府警固事、

有拜・表儀、

關白如舊、 又同人牛車・公卿勅授帶劍如 舊 又關白內覽事、 次公卿 拜

子剋還御土御門殿、

後三條院 崩

當日無沙汰例也、

• 節會等事無之、 固事於六府、固關事仰辨令給宣旨五月五日遺詔奏日、權中納言經長祭、 使左馬頭敦宗朝臣、 芸卿召仰

古

關

警固

劍璽 使 左大臣以下相引左中將信宗朝臣 相副參入、「中少」藤田一、剣、右少將師争 兼朝臣、璽

長元例、

關白如舊、 勅授・昇殿等如 舊

廿三日禁色・ 雜袍宣旨下、

五月 五日遺詔奏

警固 · 々關、付國、

廢朝、五个日、

錫紵、三个日、

白河院 有延 拜、無表、寬平例、日受禪、 舊主 飛香舍 「卅九、」(朱書) 田陽舍

上卿 左大臣左大將藤原朝臣 師實、

內辨 左大臣左大將藤原朝臣

宣命:

使

曉移飛香舍、御直衣、明了移弘徽殿、而依 移御輦車云々、二條第、先乘手車、 十六日上皇出御關白

又被奉御衣・御笏、使掌侍儀子、 博陸已下公卿皆以扈從、

劍璽使

|頭兵部大輔下御讓位日時於左大臣|

次日警固・ 々關、左大臣先召仰警固於六府、 次固關使等召仰之、

關白 [如舊、 公卿 侍臣昇殿、 勅授帶劍、 禁色等如舊之由 被仰之、 其後

舞踏、 昇殿、 今夜不被仰雜袍事、

有拜、 依寬平例、 無表、 即替衣進 拜 云々、

新主還御本舍、」

堀河院 應德三年十一月廿六日受禪、「卅四、」(朱書) 庚辰、 新主 堀河記 、新主 「八、」(^{朱書)} 堀河院 三條殿 當日自大炊殿遷御此院、

上卿 內大臣左大將藤原朝臣師通、左大臣俊房・右大臣顯房共母喪、

內辨 內大臣左大將藤原朝臣 1

宣命 使 權 中 納 言皇 后宮權大夫藤 原公實

> 劍璽使 又被奉御衣・御笏、藏人少將國信爲使、《璽使》少納言內侍・伊勢內侍等授之、上:《璽使》藏人頭左中將雅俊朝臣、右中將藤:劍、 璽、 璽、

上達部・諸衞供方縣仲實朝臣、

奉、

如

行

「先有固關事、警問諸衞 ^(頭書) 次有警固、 召仰內大臣行之、

今上出御晝御座、 攝政候御前

攝政被仰條々事、 內大臣已下昇殿慶、 次又勅授帶劍・ 禁色 如 元

人奏慶、

又禁色・雜袍事被仰之、」

鳥羽院 辰剋天皇崩於堀川院中殿、 嘉承二年七月十九日踐祚、 癸卯、 新主 大炊御門東洞院 「五、」(朱書)

舊主 堀河監

固關 警固

上 卿 大納言民部卿源俊明於本宮仗座舊主頭 卿

子剋被渡劍璽、件劍璽內藏寮以紫練絹爲其覆 卒爾之時自朝干餉被取入之、

左少將藤通季朝臣、劍、右少將藤信通朝臣、璽、諸衞不供奉、件

劍璽使 又長元九年例、件劍璽內大臣密々自夜御殿置書御座御帳內云々、攝政・民部卿・右大將已下供奉、步行、 々著直衣、密々被置云々、

御 ·衣不被渡歟、無所見、

長元・治暦例、

攝政事、被仰之、寬和二讓位宣命例、依無節會、攝政事、被仰之、寬和二讓位宣命例、依無節會、爲法皇詔命 宣命可下中務省、 而又不參、 仍下外記、

嘉承儀式法、 藏人頭幷藏人等、 以 如 勅授・禁色・雜袍事被仰之、 在之禮有御讓位之、 拜舞幷禁色宣旨何事之有哉、 殿下帶劍被申慶給、

如

詔命者、 太子可繼天日嗣者、 法皇下韶、 然者先帝昇霞 歟、 爲諒闇之儀也

拜舞幷禁色宣旨乖于舊例

文德天皇天安二年八月嗣位、 大后! 同輿出 宮 百官扈從、 警但 蹕不 及于 十

月

近

衛院

補藏人、

宇多天皇仁和三年八月廿六日嗣位、 十月十二日補藏 人、

冷泉院康保四年五月廿五日嗣位、 其夜以坊藏人四人被補之、 他事無沙汰

六月十日補頭以下、 三代諒闇之外如此歟、

新五 - 主 _ _ 土御門 內裏 東對代廊也

奉 舊廿一、] 御同宿 遷淸凉殿代北子午廊

上 卯 太政大臣源朝臣雅實

內辨 太政 大臣源朝臣 六十八、

外辨一上右大臣藤原家忠參列、 未見事也

宣命趣、 如忠仁公故事、物、大概可依應德三年例、如忠仁公故事、又可停太上皇尊號并服御叩趣、以顯仁親王爲皇太子、卽讓皇位、 以關白藤原朝臣攝行政

事一

宣命: 使 權中納言右衞門督藤原實行卿

、依法皇仰停之、、璽、

劍璽使

又被奉御裝束 叮 ·候劍璽後邊也

「辰初召仰、 次下日時、 次仰宣命趣、右大臣

次警固、 次固關、

攝政候畫御座簀子、 仰藏人幷昇殿 ・勅授帶劍・ 牛車 輦車如:

次攝政帶劍拜舞、 次勅授公卿□列拜、 太政大臣爲攝政上者、 以各別拜也、

> 勅授 昇殿可 '相混合拜也、

奉行藏人頭左中將藤原忠雅、永治元年十二月七日受禪、 辛未、 舊主 同內裏北對子午廊「廿三、」(朱書) 土御門內裏東對 昭陽舍代也

巳剋藏人辨師能下日時於左大臣、

上卿 左大臣源朝臣有仁、

左大臣源朝臣有仁、

天慶八年例、

劍璽使 宣命使 權中納言左兵衞督藤朝臣公教 劍、 右中將忠賴

1

璽

「同日警固・々關、 先固關、 次警固

攝政候御前、沼光盛、 仰 叉召同 公卿已下昇殿・

車・

勅授如

芫

仰頭・ 藏人・瀧口等、

攝政 中慶、 攝政已下列立、 勅授 昇殿拜相幷一

度拜也、」

後白河院 廿三日午 1午剋天皇崩近衞殿、 舊主 近衞第二年七月廿四日踐祚、「+七、」朱書 | 三巳、 新主 高松第二十九、」(朱書) 日來新院御門 崩

固領 警固 寮御服、仍有沙汰、今朝先著御也、」節會等事無之、警固上卿召仰六府、固關仰辨云々、又主仍月十三日遺詔奏日有此事、上卿別當、八月十三日遺詔奏日有此事、上卿別當、

Ŀ 卿 內大臣左大將藤原朝 臣實能、

申剋法皇御 消息到來、 此間內侍二人取劍璽奉安晝御帳

中將源成 雅朝 臣 諸衞 不供奉、

劍璽使 · 御笏不被渡敷、 入夜公卿參近衞殿、 石中將源師仲朝臣、

御 袍

「廿四日早旦光賴朝臣以第四親王 (頭書) 雅仁可令登用之旨、 傳法 皇 仰 未剋親

王行啓高松殿

關白候御前、 奉仰藏人已下事仰之、 又關白詔事、 公卿勅授帶劍 ・牛車

禁色如元之由、 仰內大臣、 又被仰侍臣昇殿、

有御拜、無表儀歟、 舊主 弘徽殿保元三年八月十一日受禪、「卅二、」(編書) 戊戌、 新主 昭陽舍 昭陽舍

望申兵仗不許之間不參云々、右大臣六條爲關白、左大臣伊通日來可參云々、仍作進式、而依堅固物忌俄不參、 或說、

內辨 內大臣

上卿

內大臣左大將藤原朝臣

一公教、

天慶例、

宣命使 權中納言皇后宮大夫藤原實定卿

劍璽使 又被奉御袍・御笏等、内侍爲使、又被奉御袍・御笏等、内侍爲使、又被奉御袍・御笏等、内侍爲使、 內侍二人出南殿簾中奉從新主到昭陽舍、 入御昭陽舍、

「同日警固・々關、先召仰三關使之、(頭書)

關白 候簀子、被奉如元次召藏人有隆、 被仰藏人事、 次被仰公卿昇殿如舊、

人頭・ 藏人・侍臣昇殿如舊、 牛車·輦車被仰歟

次內大臣已下帶劍、 列立舞踏、 次侍臣奏慶、」

、新主 [二](^{朱書)}

永萬元年六月廿五日受禪、壬寅、 舊主 東洞院 工(集書) 御所各別、土御門高倉第 長和·應德例

六條院

申剋左大臣參陣、 先被下親王宣旨、

上卿 左大臣左大將藤原朝臣 基房、

內辨 左大臣左大將藤原朝臣

宣命使 權中納言藤原實國卿

內侍二

人取劍璽出夜御殿、

居畫御座左右、

劍璽使 又被奉御袍已下、藏人辨長方爲勅使、運使 攝政已下供奉、諸衞又供奉、行列如行幸、齊使 右中將藤家通朝臣、左中將藤實家朝臣、劍、藏人頭、

「藏人右少辨長方下日時於左大臣、

次警固召仰、 次固關

攝政候南面簀子、召藏人光能被仰藏人事、 又召同人、 藏 人頭、 藏 人五

位 六位、 又侍臣昇殿・公卿昇殿・牛車・ 華車・ 勅授帶劍・ 禁色雜袍事、

攝政已下勅授·昇殿相合皆被奏慶、

新主 閑院

高倉院 未剋東宮自七條殿行啓閑院、仁安三年二月十九日受禪、壬子、 舊五 土 二 一 (朱書)

御門高倉

上卿 左大臣左大將藤原朝臣

內辨 左大臣左大將藤原朝臣

宣命使 權中納言右衞門督藤原實國應德三年例、 卿

內侍二人取劍璽出夜御殿

劍璽使 奉御裝束・御笏、爲勅使、猫政已下公卿扈從、左中將藤賴定朝臣、右中將劍、 右中將藤實宗朝臣、 左右大將・六衛府供奉、

又被奉御裝束・

頭辨信範朝臣下日時於左大臣、

(91)

先固關、 次警固、沿府、

次召信範朝臣、 攝政召藏人平時家被仰藏人事、次又召時家被仰頭・藏人・昇殿者事、 先朝公卿昇殿如舊、又公卿勅授帶劍・牛車如舊、 又昇

殿侍臣・頭・藏人幷別勅禁色・雜袍如舊、 又御乳母二人禁色事、

事任例可仰藏人也、 而幼少之間、 仰信範歟

兩頭已下職事於殿上口奏慶、 次攝政帶劍拜、 源大納言已下行之、」

(朱書) 五條東洞院邦綱卿宅

安德天皇

左大臣東宮傅藤原朝臣 . 經宗、

上卿

內辨 左大臣東宮傅藤原朝臣

宣命使 權中納言右衞門督藤原實家卿 次將拜、乍立取之、左府說云々、辨・備中兩內侍入夜御殿取劍璽、 進上畫御座左右、

乍立渡之、

攝政已下公卿□從、左中將藤泰通朝臣、劍、 諸陣爲供奉、儀如行幸、右中將藤隆房朝臣、璽、

劍璽使

又被奉御裝束·御笏、藏人辨行隆 [屋]

「頭左中辨經房朝臣下日時於左大臣:

次固關、 次警固、岩府、

攝政慶被申之、次次諸卿相共拜舞、 攝政召藏人時經、仰補藏人事、次召同人、 勅授 仰牛車・輦車・ ·昇殿相混拜歟、 勅授・禁色事 次藏人頭已

下職事等列中門外、可立殿 拜舞、

晝御座御劍 別累代御物已下被渡之、 先例有哉、 如何、」

> 後鳥羽院 壽永二年八月廿日踐祚、「八、」(朱書、八八六/誤カ) 壬子、 新主 閑院 「四、」(朱書)

上卿 左大臣藤原朝臣經宗、

警固、停仰六府、 次固關、可付國司之間

劍璽使 劍璽被渡之儀無之、御衣·御笏又無沙汰、 紛失之間不及沙汰、

「先於上皇御在所有御著袴事、 ^(頭書) 次下踐祚日時於左大臣、 次傳國詔、

大臣

可下中務之由、被仰外記、

仰藏人事、 亥剋遷御閑院、 次召同人被仰牛車・公卿勅授・昇殿如舊、 同終剋出御晝御座、 攝政候御前、 召左兵衛尉源清實被 頭・藏人・昇殿

被申攝政慶、 人々・雑色・ 其後攝政・諸卿列立有舞、刺授・昇殿相混」 非雜色・出納・瀧口等事、 又禁色・雜袍事同沙汰之、

(參考 高松宮家傳來禁裏本『一代要記殘簡』所收貼紙

踐祚儀不被渡三種靈寶 行幸西海、仍不御坐也、 之例、今度已始之歟

仍召諸道之勘文被經群卿之議定、 降太上法皇詔書、攝政例云々、左大

臣新作進次第

被行其儀了、

有警固・々關事、 固關被付國司、」

土御門院 建久九年正月十一日受禪、[十九、] (朱書) 己酉、 新主 閑院 [四、] (朱書) 大炊御門富小路 舊主渡御此第云々、 閑院 當日自、、、、渡御閑院、

上卿 右大臣藤原朝臣 兼雅、

內辨 右大臣藤原朝臣

爲仁王皇太子止定、 天日嗣乎傳賜、 又關白藤原朝臣攝行政事一如忠仁公故事

宣命: 使 權中納言左衞門督源 通 資卿 別當也

掌侍二人讚岐、 取劍璽 置御帳左右

公經朝臣雖下﨟依頭取璽、

劍璽使 諸衞等又行列、如行臣、右中將藤成定朝臣 行 主 、

「皇子今朝渡御殿下、近衞及晚遷御閑院、〔靈書〕

(中將通宗朝臣下日 時於右大臣、

次固關、伊々、次警固、沿府、石便、公平

新主出御畫御座、 攝政候御前、 召藏人重輔被仰藏人事、 次又召同 人

被仰昇殿人々幷藏人頭以 下 所 衆 出 納 瀧 \Box 勅 授帶 劍 禁色

輦車等事、藏人頭已下交名

攝 政被申慶、 弓場、 次於中門外攝政・右府已下拜舞、刺授・ ・ 昇殿 ト 其後藏

、頭已下奏慶、

新二十四、二 押小路烏丸殿 當日渡御云々、|(朱書)

月廿五日受禪、 舊主 大炊

順德院

承元四年十

大炊御門富小路殿

頭大夫清長朝臣下日時於左大臣、 次固關 警固事如例,

可被仰点 也御 而今日於本主被仰之云々、關白候御前、次召藏人長宗、 仰藏人事、 關白 如 舊之由、 於新主

上 前 左大臣藤原朝臣隆忠公、

更又召同人、 藏人所出納・所衆・瀧口等事、後剋密、被仰公卿昇殿・勅授帶劍・牛車等如舊、 又昇殿 人 藏 人頭

五位・六位、

(頭已下、 禁色幷殿 上人雜 次公卿申昇殿・勅授慶、 袍 御乳 母禁色事仰之

次關白帶劍、

於中門申慶、

混

合一

度申之、

內辨 左大臣藤 原 朝

臣

宣命

劍

衞 陣

列如行幸、

「御衰日**、** 後朱雀例、

拜 ・ 然而 院叡慮可略之、 末代儀云々、」

表之儀、 人以或爲奇、

九條前 帝 承久三 年 应 月廿日 受 禪 舊主 大炊殿日比御閑院新主 閑院 ま十六日幸

卿 內大臣源 朝 臣 通光、

上

內辨 內大臣

宣命 使 權 中 納 言藤 原實親卿

內侍二人取璽・ 劍授之、

璽 使 攝政已下諸卿相從、步行先行、藏人頭右中將源具實朝臣、自劍、 、大將已下候如行幸、左中將源師季朝臣、璽、

劍

次警固事、六府、 次又固關 儀 如 例

承久三年七月九日踐祚、「四」(#書) 辛卯、 新主 閑院當日入御、「十、」(#書)

後堀河院

先帝早旦出御、 密幸前修理權大夫兼時九條亭云々、舊主 高陽院 造日早退出力力 日踐所 [四、](朱書)

古精 警固 節會等事無之、□事無沙汰云仍

一々、

<u>F</u>. 卿 右大臣左大將藤原朝臣 家通、

劍 璽 御使 已下被渡事無之歟、昕左少將源顯平朝臣、劍、或記具實、 所見不分明、右少將藤原公賢、璽、

袍已

(93)

「戌剋皇子自北白川親王宮遷御閑院、畫」

攝政昨日於舊主被仰之、今朝參持明院、 被 中慶云々、

人已下被仰事無所見、」

清凉殿代

貞永元年十月四日受禪、「廿一、」(朱書) 庚辰、 新主 淸凉

四條院

閑院御同宿也、 仁壽殿代

右大臣左大將藤原朝臣左大臣洞院爲攝政、

. 兼經、

內辨 右大臣藤原朝臣

上卿

宣命使 權大納言藤原高實卿電平例云々、

劍璽使 內侍二人辨、出御帳後戶、左右次將各一人經北廊幷長橋持參淸凉殿、

堂上、攝政一人相副參上、路用 自餘公卿不供奉、

「

已

剋

於

淸

京

殿

先

有

御

著

答

事、 又被獻御袍・御笏、內侍爲勅使

頭□宮亮有親朝臣下日時於右大臣、

同日警固・ 々關、 先警固、六府、次固關如例、

新帝出御、 攝政候御前、 召藏人親賢、 被仰藏人事、 叉召同人、

|昇殿・勅授帶劍・ 牛車・ 輦車如故

又昇殿人、 藏人頭、 五・六位藏人、 出納、 所衆、 瀧 口等事、

次攝政有拜、 次勅授慶、攝政已下 次昇殿慶、 殿上人同列之、右大臣已下、頭・

後嵯峨院

冷泉萬里小路御門御所遷御也、 去九日御事、

上卿 左大臣藤原朝臣良實、

固關・警固・廢朝五个日、等被仰之二月二日先帝遺詔奏、宮内卿藤原顯嗣

關白參舊主御所、

劍璽使 諸卿供奉、殿下被候御後給、 左中將藤家定朝臣、右中將藤實尚朝臣、 劍、 壓、 工御所、以頭辨召次將、 固關:

當日入夜有御元服事、內々儀、書) 於承明門院 其後行啓萬里小路殿、關白車、公卿三人扈從、子剋、

帶劍・牛車如舊、 新主出御晝、關白被候簀子、 今度不被勘下日時、 又藏人頭、 又警固・々關事、 五位・六位藏人幷昇殿人、內々賜之、 被仰藏人事、次又召之、 當日無沙汰、 遺詔奏之日被仰之、 公卿昇殿

藏人向陣宣下、

次關白慶、先帶劍、於 次勅授慶、關白已下、 次昇殿慶、關白不列、

後深草院 寬元四年正月廿九日受禪、「廿七、」(朱書) 己未、 [四二(朱書) 古未、 [四二(朱書) 冷泉萬里小路殿

上卿 大納言右大將藤原實基卿

內辨 大納言右大將藤原實基卿

宣命使 權中納言藤原公持卿

被仰公

劍璽 使 攝政已下供奉、諸衞相從如例、藏人頭右中將源雅家朝臣、左中將藤爲氏朝臣,數、軍、大中將藤爲氏朝臣,軍、軍、大明進取之、

「早旦關白左大臣於里第召仰*、* ^(頭書) 申剋頭左中辨顯朝々臣下日時於右大將

次警固、召仰、 次固關、召仰、

新主出御畫御座、 攝政候簀子、

內侍安御劍之後、 攝政召菅原在 嗣 﨟坊 仰藏人事

__

叉召同人、 被仰昇殿人幷藏人頭已下所衆・出 納 瀧 \square 等、 勅授帶 劍 出

之後仰新中納言云々、 禁色・牛車・輦車事、藏人頭已下事仰出納、勅授・ 禁色・ 雜袍事、 大將退

次攝政帶劍、 於中門下申慶、 此後大將已下立加、 申勅授慶、 次昇殿 拜、

(上人列後云々、)

正元々年十一月廿六日受禪、「十七、」(朱書) 中午、 新主 冷泉堂下十十、」(朱書) 「十一、」(朱書) 上皇日來冷泉萬里小路御所也、而十一月十一日遷御二條殿、後嵯峨院、 冷泉富小路殿, 妻也、 冷泉萬里小路殿 跆舞遷御也、

上 卿 右大臣藤原朝臣 實 1 龜山院

內辨 右大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言源定實卿

劍璽使 關白已下諸卿供奉、諸衞相從如例、藏人頭右中將源通持朝臣、劍、左中將藤資氏內侍二人立畫御座左右、

申剋右大臣參陣、 頭宮內卿資平下日時

次固關、閥使、次警固、六府、六府、

新主出御畫御座、 關白候簀子、被奉如元之由

次召藤原賴憲 荡 被仰藏人事、 次又昇殿人、勅授已下事、

吉書事了權大納言著陣、 次關白已下拜舞、射殿、混合一度拜也、兩貫首已下於殿上口 關白如舊之由、 被外記云々、」

文永十一年正月廿六日受禪、甲辰、 唐主六、(新八、) (新主 (十十二) (十十二) (十十二) (十十二) (十十二) (11) (二條高倉殿 押小路烏丸殿

後宇多院

上卿 繼代 右大臣師忠

內辨 內大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言左兵衞督藤原經任改關白爲攝政之由、被加載之、 卿

劍璽使 攝政已下供奉、諸衞相從如例、右中將藤公貫朝臣、左中將藤:劍、 基顯 朝臣

「未剋內大臣參著陣、 ^(頭書) 頭辨賴親下日時

次警固、 六府、 次固關、 被召仰 次固關、 被召仰

勅授・昇殿慶、 同時混合申之、」

伏見院 上卿 弘安十年十月廿一日受禪、戊寅、 右大臣藤原朝臣忠教、 舊主 二條: 新主 冷泉富小路殿「廿三、」(朱書) 一條高倉殿

內辨 右大臣藤原朝臣

宣命使

劍璽使 左中將藤宗實朝臣、右中將藤信基朝臣、賴中納言藤原良宗卿

「秉燭之後右大臣著陣、有召仰事、 次頭左中辨俊定朝臣被下日

次警固、沿府、 次固關、召仰三

新主出御已下事無所見、

上於新宮中門下勅授帶劍 牛車 輦車如舊之由、 被召仰藏

次關白於弓場奏慶、

次於中門邊人々申慶、 各別拜云々、

關白如舊之事令奉口勅給歟、 不被宣下官外記云々、」

後伏見院 永仁六年七月廿二日受禪、「卅四'」(編書) 丁未、 新主 冷泉 冷泉富小路殿 一條高倉殿

上卿 左大臣藤原朝臣 兼基、

內辨 左大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言藤原家雅卿

左大臣不供奉參會云々、 藏人頭左中將藤兼季朝臣、劍、 關白·右大臣以下供奉云々、

劍璽使 「當日左大臣於里第被召仰官外記云々、 右中將源親平朝臣、璽、

酉剋上卿參陣、 頭辨經守下日時

固關、被召仰、

新帝出御、 劍璽入御如例、

殿下參候如例

藏人已下宣下歟、 無所見、

次諸卿一上、列立中門外、 同拜、 殿上人於殿上口拜云々、」

二條高倉殿

後二條院

上卿

左大臣藤原朝臣

師教、

二條富小路殿

內辨 左大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言左兵衞督藤原賴別當、 藤卿

劍璽使 又被渡御衣・ 諸 篇相從、

「未剋上卿參陣、 酉剋先召仰、 次頭中將實香朝臣下日時、刺符・木契等令同下之云々、

> 次警固、沿府、 次固關、三關使

新主出御畫御座、 關白被候東庇、 如元之由有口刺、

次召藤原永尚 﨟坊 被仰藏人事、 叉召同 人 被仰公卿昇殿 ·勅授帶劍

牛車如元、

又殿上人・藏人頭、五位、 出 納・ 所衆 瀧口等事被仰之、

藏人頭已下事仰出納、 勅授等事仰上

次關白奏慶、次勅授・昇殿慶

殿上人慶各別申之、

昇殿・禁色・雑袍事今度不被仰、」

德治三年八月廿六日踐祚、「廿四、」(朱書) 壬子、 新主 土御町 新主 土御門東洞院殿 當日渡御、「十二、」(朱書) 二條高倉殿 御事、

花園院

固 ・ 々 關事當日無沙汰、廢朝、五个日、固關 血療板 、・ 警固 云所、関、月八日遺詔奏、使頭右中將公明朝臣、 関八月八日遺詔奏、使頭右中將公明朝臣、

上卿 左大臣藤原朝臣多平、

劍璽使 左近中將藤原資親朝臣、璽、左近中將藤原家相朝臣、劍、 先行、殿下被供奉御後給、諸衞供奉如例、寅剋被渡之、公卿權大納言冬基卿以下

當日丑剋儲皇行啓土御門殿、日者上皇御同宿

寅剋新主出御晝御座、 攝政被候御前簀子、[關白力] 攝政如元之由被仰之、

召三善朝衡被仰藏人事、 叉召同人、 公卿昇殿・勅授帶劍・牛車・ 禁色

雜袍如舊

次關白·大臣以下列立中門拜舞、 又藏人頭・五位各一人、 ・六位四人、・ 昇殿 出納 三人、·昇殿 勅授混合拜也、 廿四人、 次殿上人等頭 被仰之、

已下於殿上口拜、」

96)

後醍醐院 上卿 文保二年二月廿六日踐祚、戊午、 內大臣藤原朝臣公茂、 「卅二、」(朱書) 「卅二、」(朱書) 土御門東洞院殿 富小路殿遷御也、 冷泉富小路殿、當日渡御、

內辨 內大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言左衞門督藤原公賢卿

卯剋出御、 內侍二人奉持之立御簾中、 兩將參進渡之、

劍璽使

「當日子剋儲皇行啓富小路殿、

今日戌剋藏人兵部少輔成輔下日時於內大臣,

攝政被候御前、 次固關、三關使、 次警固、沿府、 如元之由有口勅、

被仰藏人儀已下如例

公卿已下昇殿·勅授事被仰之、

以柄已下諸卿列無名門前拜舞、^{親合歟、}

牛車等事、 今日還勅許、 不被仰上卿] 云々、二

太上法皇

上卿 左大臣藤原朝臣基嗣、

內辨 無節會、 警固、 六府、 固 關 被付 似仰辨、由、

宣命使

劍璽使 「當日酉剋儲皇出御六波羅、(頭書) 今年十月五日自六波羅被渡土御門東洞院內裏、舊主御隨身之間不及沙汰、

行啓土御門殿

丑剋被下日時於左大臣、

次被仰宣命趣、素永例也、 不被載關白事、

已上件兩條由

仙洞被仰之、

新主出御、 關白候御前、如舊

被仰藏人、 又被仰條々事□、

翌日辰剋、 內侍所渡御、」

先帝去五月廿七日马司即於丁二 (後體闕) 日至出頁、 建武三年八月十五日踐祚、[卅九、](朱書) 「十五、](朱書)

上卿 左大臣藤原朝臣經忠公、

舊主御隨身之間不及沙汰、

劍璽使 右中將藤原實益朝臣、右少將藤原資持朝臣供奉之、今年十一月二日自花山院第 舊主自山門 被渡新主、手時御

「當日舊主幷上皇幸押小路第、日者御坐(顯書)〔新〕

]有御元服儀、密儀、 此後行啓寢殿、 廻 槨 外、 諸卿扈從

諸卿著殿上、被下日時於左大臣、

次傳國宣命、關白事不被載、各別也、

令外記傳下中務、 壽永例也、

翌日辰剋主上出御晝御座、 關白候御前、 如 元之由奉之、

二條烏丸殿 癰太納言良基

比叡山岩五月廿七日幸

□又出御、 被下詔書、

警固、六府・三寮、固關、大史□□辨早出之由、」警固、令外記傳仰、固關、可付國司之由、被仰右」

(參考 東山御文庫本 『洞院家記』 貼紙

·當月自東寺先幸泉殿、披擬仙洞、 [旦] 密々有御元服、 次幸此知

同月十七日還御東寺御所、

「廿ノヲモテ上卿ノウヘ、」」

二條烏丸殿 關白左大臣

^農新本 党院

先當日儲皇新主也、參淸凉殿御元服、例也、其儀了行啓關白押小路第、舊主 土御門東洞院殿皇居、

上卿 右大臣藤原朝臣 經教、

內辨 右大臣藤原朝臣

宣命越、 使別當、權中納言兼左衞門督藤原朝臣實繼權中納言兼左衞門督藤原朝臣實繼讓位於皇太子、以直仁親王爲皇太弟、依寬平・ 寬德例令作宣命、

內侍二人賷劍璽、 出母屋簾中、 次將參進持之、

劍璽使 璽劍、 左中將藤原朝臣公世、位次上首、藏人頭左中將藤原朝臣定宗、諸卿先行、 關白殿御後、 諸衞又相從、

又被奉御衣・御笏歟、使可尋、

「右大臣參著仗座、 頭治部卿長顯朝臣召仰、

次同人下日時於上卿、

先固關、母々、次警固、六府、

新主出御、 關白候簀子、 如故之由奉之、

被仰藏人事

次又召同人、 仰牛車・勅授・昇殿如故之由、御右大臣、

> 藏人頭、 五位·六位藏人以下及昇殿人事仰出 納

禁色・雜袍事幷太上皇御膳事長顯朝臣仰上卿云々、」 次關白已下勅授拜、今度昇殿相混 一度拜也、 貫首已下於殿上口拜云々、

後光嚴院 上卿 觀應三年八月十七日踐祚、新主 左大臣藤原朝臣 · 經教、 穴生 震 殿 殿

宣命 劍璽不及沙汰

新上皇

底本の書誌

いる(口絵図1参照) 横に界線があり、 五一四程の料紙が用いられているが、 代後期の成立、巻子装、 れ 踐祚部類鈔 底本とした国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本(以下、高松宮本 兀 「本の横界線は、 『践祚部類鈔』 至後光嚴院」 縦界線によって料紙は一紙あたりおおむね一八行に区切ら 天地、 (一 巻**、** と記される。本文は全一一紙で、 洞院家旧蔵本。渋紙表紙は後補であり、題箋には および見出し等の書き出し位置の目安となって H -六〇〇—一四七 第一○紙のみがやや短い。 〈せ函五〉) 縦三一・六㎝、横 は、 料紙には縦 鎌倉時

であるように見える。 奥書など作成の経緯を直接的に知り得る情報は本文中に存在しないが、見 奥書など作成の経緯を直接的に知り得る情報は本文中に存在しないが、見

尾には「新上皇」(後円融)とのみ記され、本書の記載が終わっている。上法皇」(光厳)、「法皇」(光明)、「新院」(崇光)、「後光嚴院」と続き、巻また「後醍醐院」の文字は「當今」の文字に重書されており、以降は「太

字が記入されていたと想定するならば、本書が一度成立した時期は、「後二いま擦消し痕のある上記四方の見出しに、もと「當今」「新院」などの文

園天皇の御治世の最末期にあたる(翌年二月、後醍醐天皇に譲位)。も早い崩御は伏見天皇で、文保元年(一三一七)九月のことであるから、花條院」の追号が定まってから、四方の追号が定まるまでの間となる。うち最

本書には細字書き入れが多く存するが、これを観察すると、鳥羽天皇と後のち(「新上皇」となったのち)に現状となったと考えられる。(3)て一度成立し、その後も追記がなされ、後円融天皇が後小松天皇に譲位したて一度成立し、その後も追記がなされ、後円融天皇が後小松天皇に譲位した

していたことが知られる。 鳥羽天皇の項に、文字が不自然に切れている箇所があり、かつて貼紙が存在

字が貼紙の上にかかっていたことを示している。については文字の右半のみが残っていることから、ここに貼紙が存在し、文すなわち鳥羽天皇の「上卿」の右の細字書き入れをみると、末尾の数文字

(本翻刻では判読できた文字を補っている)。 助紙上部の墨痕が、頭書の記載と連続し、数文字を判読することができたの計紙が、高松宮本『一代要記残簡』(六葉、H―六〇〇―八四〈し函一〉)の当紙が、高松宮本『一代要記残簡』(六葉、H―六〇〇―八四〈し函一〉)のうちに含まれていることがすでに指摘されており、これについては、この箇所的に切れているように見える(口絵図2参照)。これについては、この箇所的に切れているように見える(口絵図2参照)。これについては、この箇所の当様に、後鳥羽天皇の項の頭書には不自然な空白部分があり、文字が直線

日条に見える記述をもとにしたものと思われる。この裏書は底本でも存在を出しに「裏書」とあり、内容は『為房卿記』嘉承二年(一一〇七)七月一九『一代要記残簡』の貼紙と同文である。また鳥羽天皇の項の貼紙には、書きなお本書の新写本のうちには、貼紙を四箇所(後朱雀天皇、鳥羽天皇、後

可能性が高い。 点から、残りの二枚の貼紙もまた、かつて原本に存在した貼紙を示している確認できるものの、裏打ちのため、やや読み取りにくくなっている。以上の

二 新写本

から派生した写本であるとしても、 どの点から、これも『洞院家廿巻部類』 を比較すると、判読しがたい文字を写し取っている箇所が同じであることな 高松宮本のほうが底本に近い形状を呈していることから、 の内容のみではあるが、 ○─一六七〈せ函二五〉外題「踐祚部類記」)がある。本文は『践祚部類鈔 〈勅封一八○─一)所収の『践祚部類鈔』とほぼ同じであること、また両本 単独の写本のうち、 なお、字形を写し取っている箇所については、概ね東山御文庫本よりも 江戸時代前期の写本として高松宮本(一冊、 本文の行取り・字詰めは東山御文庫本 比較的良質の写本から写されたものであ から派生した写本である可能性が高 『洞院家廿巻部類』 『洞院家記』 H —六〇

> ろ、 まれる可能性があり、 合もあり注意を要する。なお本文については記載形式や、 また明らかな誤りも多い。 も収載されるが、 形を写し取っている箇所を、 によって二・三の系統に分類できるようであるが、後代の写本には意改も含 『洞院家廿巻部類』を含めたいくつかの新写本について調査を行ったとこ 写本により年齢を記していない場合があるほか、判読しがたい文字の字 流布本に依っているため、もとの記載様式を留めておらず 注意を要する。 別の写本では空欄にしたり、 また本書は 『群書類従』(帝王部)に 特定の箇所の判読 省略したりする場

三 記載内容

旧主が後醍醐天皇を指している。 を指し、 纂した当初は、これらの情報を表形式にまとめる方針であったと考えられる。 文字で、料紙の界線のなかに収まるように記されていることから、 書)と当時の居所、 でを対象として、天皇ごとに、 た表形式の史料である。これらの記載は文字自体が大きく、 なお書式の原則として、新主・旧主と表記したときの新主は項目名の天皇 本書は宇多天皇から後醍醐天皇、および北朝の光厳天皇から後光厳天皇ま 旧主はひとつ前の項の天皇を指すのであるが、光明天皇の項のみは 譲位の上卿・内弁・宣命使、 践祚の日、 新主・旧主それぞれの年齢 および剣璽使の名を列挙し 比較的に謹直な 本書を編 朱

により分類すると、次のようなものである。に関する書き入れが多数存在することが本書の特徴であるが、これらを内容また行間や上部欄外に、践祚を中心として、その前後に行われる主な儀制

- ・譲位儀の召仰、日時勘申
- 警固・固関
- ・譲位儀における新帝の拝礼、固辞の上表
- が多数ある)・剣璽渡御(剣璽使の項には、使の名前以外に剣璽の動きを記す書き入れ
- 剣璽のほか、御衣・御笏等の新帝への奉上
- どの勅許、天皇への奏慶など・新主の御在所における、関白の任命、蔵人の補任、昇殿・帯剣・牛車な
- 先帝崩御の場合、遺詔奏、廃朝、錫紵など

と評価できる。と評価できる。と評価できる。と評価できる。と言いては、これらの書き入れによって、践祚の所役の一覧表として構想された本書は、これらの書き入れによって、践祚の所役の一覧表として構想された本書は、

禅を明確に書き分けているという点で、 ようになるものである。本書は成立年代が知られる編纂物で、 にみると六国史には見られない用法であり、 御による皇位継承、 崩御の別、譲位儀の有無、剣璽渡御儀の有無、などが勘案されていると思わ いることが挙げられる。その基準を本文の記述から推測するに、 践祚の語に関して、このような理解は現在では一般化しているが、歴史的 もう一つ本書で注目すべき点として、践祚・受禅の語を明確に使い分けて 原則としては、 および異例の皇位継承) 譲位による皇位継承の場合に受禅、それ以外の場合 践祚の語の理解がいかに形成された 鎌倉時代中期頃より確認できる に践祚を使用しているらしい。 かつ践祚と受 譲位と先帝 (崩

かを考えるうえでの重要な史料でもあるといえる。

、以下に指摘しておく。 なお、本書における践祚と受禅の用法について、留意すべきものがあるの

- 村上天皇から冷泉天皇への皇位継承を、受禅と記す。通説では村上天皇村上天皇から冷泉天皇への皇位継承を、践祚と記す。花山天皇がら一条天皇への皇位継承を、践祚と記す。花山天皇が密かにたとする史料もあり、本書の編纂当時は譲位と認識されていたものか。たとする史料もあり、本書の編纂当時は譲位と認識されていたものか。は行われず、翌日に譲位宣命が発せられた。譲位に必須の事柄をいかには行われず、翌日に譲位宣命が発せられた。譲位に必須の事柄をいかには行われず、翌日に譲位宣命が発せられた。譲位に必須の事柄をいかには行われず、翌日に譲位宣命が発せられた。譲位に必須の事柄をいかには行われず、翌日に譲位宣命が発せられた。譲位に必須の事柄をいかにといる。
- 同様に、譲位儀が行われなかったことに関わるか。・仲恭天皇から後堀河天皇への皇位継承を、践祚と記す。これも右の例と
- に異例なく譲位が行われたが、践祚と記す理由は不明である。・花園天皇から後醍醐天皇への皇位継承を、践祚と記す。このときには特
- 北朝の皇位継承を践祚と記す。これは剣璽がなかったことによるものか。

四 編者

ろう。洞院家は西園寺公経の子実雄を祖とし、実雄が後宇多天皇・伏見天旧蔵本であるという点から、編者には洞院家の人物を想定するのが自然であ次に本書の編者について検討したい。本書は原本と考えられ、また洞院家

家の所持していた家記や記録類は売却され散逸した。 料である。しかしその後、洞院家は室町時代中期の公数をもって断絶し、同期の北朝をよく支え、その日記『園太暦』は当時の朝廷を知るための根本史期の北朝をよく支え、その日記『園太暦』は当時の朝廷を知るための根本史書との外戚関係を背景に立場を確立すると、子孫も代々朝廷で重

代の後醍醐天皇践祚の前後であると考えるのが一般的であろう。ような践祚の所役者一覧のような史料がまとめられる契機は、花園天皇の次述のごとく本書は花園天皇の御治世に一度成立したと考えられるが、本書の結論を先に言うならば、本書は洞院公賢の手になるものと考えられる。先

物といえる。
物といえる。
物といえる。
本書の作者と推定した洞院公賢は、花園天皇の譲位の際、譲位儀の宣命使本書の作者と推定した洞院公賢は、花園天皇の譲位の際、譲位儀の宣命使本書の作者と推定した洞院公賢は、花園天皇の譲位の際、譲位儀の宣命使

四八) 一〇月) る。 ているが、ここで引かれているのは、 暦』に見える。 相談を受け、 また後醍醐天皇の践祚から約三〇年後の崇光天皇の践祚 であり、 以下にその部分を示す 譲位時における旧主と新主の御在所について挙例したものであ 自らの意見を述べ、 すなわち九月三日条には、 に際して、 公賢が本書を参照したと考えられる記述が 関係する先例を書き送ったことが記され 「里內同所禪讓例」 践祚の先例に関して春宮大夫から と「禪讓各別御所 (貞和四年 ||園太 () =

『園太暦』 貞和四年九月三日条

昨日春宮大夫參時被仰下旨、及委細篇目令申所存、加之就被尋下先例等注進

(中略)

里

內同所禪讓

四條院、貞永元年、閑院、舊主仁壽殿代、田、土御門殿、舊主北對、子午廊、田、土御門殿、清凉殿代北子午廊、近衞院、永治元年十 土御門殿、新主東對昭陽舍代、田、土御門殿、新主東對代廊、舊惠二年正 東三條、入、即日乘輿歸御、 崇德院、保安四町別所入御、其儀、後令泉院、寬德二年正 東三條、新主當日自上東門參 崇德院、保安四町別所入御、其儀、後令泉院、寬德二年正 東三條、新主當日自上東門參 崇德院、保安四市別所入御、其儀、後令泉院、寛徳二年正 東三條、新主當日自東門級、八年六 一條院、新主當花山院、永觀二年八 里內始歟、但新主當日自閑院入御、三條院、寬弘八年六 一條院、新主當

禪讓各別御所例

舊主、二條 主、二條 新主、冷泉富 舊主、冷泉萬 龜山院、正元々年十 新主、閑院、當 舊主、大炊御門富小路、 後一 後宇多院、文永十一年、新主、高倉、舊主、烏丸、 富小路、 後 堀 河 院、 4月九日、 新 主、 日入御、 舊 主、 退九條邊云々、 後 深 草 院、 寬元四年正大炊御門 後 堀 河 院、承久三年、 新 主、閑院、當 舊 主、 高陽院、但蜜、 後 深 草 院、寬元四年正 六條院、永萬元年六月廿五日、御、新主、主御門、舊主、院、 高倉院、月十九日、 新主、閑六條院、永萬元年六月廿五日、御、 新主、土御門、 舊主、東洞 高倉院、仁安三年二 新主、閑 主、末別院、 舊主、有御事、 後白河院、月廿四日、 新主、日來新院御同宿、主、大炊御門 舊主、堀川院、後白河院、久壽二年七 新主、高松第、當日渡、 主、高陽院、堀川院、一月廿六日、新主、自大炊殿遷御、主、高陽院、「河」、應德三年十、新主、堀川院、當日 後醍醐院、文保二年二 新主、淹泉富小路、當日 舊主、土御門安德天皇、治承四年二 條院、長和五年正 新主、上東門院 舊主、土御 舊主、小路、 太上法皇、月廿六日、 新主、渡御、本持明院殿、舊主、二條富(注團) 法第治三年八 新主、土御門東洞院、當日寫、 後伏見院、永仁六年七 新主、冷泉富 舊主、二條 (卷)(條院條 順德院、承元四年十、新主、押小路烏丸、當舊主、 新主、獨宅、舊主、閑院、土御門院、建久九年正 舊主、士御門東洞院、 新主、冷泉富小路、 後三條院、治曆四年四 伏見院、弘安十年十 舊主、黑、鳥羽院、扇十九 後二條院、正安三年正(晉) 舊主、冷泉萬里小路、 舊主、近衞第 舊主、 新主、閑院、 新主、冷泉富 舊

あり、公賢が本書の作者であることの傍証となると思われる。さらに臆測すこれは譲位の例のみであるが、一見して『践祚部類鈔』との類似は明らかで

まはこれらを検討する準備がなく、今後の課題としたい。なるのは、公賢の関与した記述の範囲や、追記のなされた経緯であるが、い得ないので、公賢没後に追記がなされていることは確実である。次に問題となった可能性もあろう。なお公賢の没年からして「後光嚴院」の追号は知りれば、貞和四年の崇光天皇の践祚が、本書の増補(細字書き入れ)の契機と

く似ていることも指摘しておきたい。延慶四年二月三月記(一巻、京都国立博物館所蔵、B甲四一六)の筆勢とよなお本書の細字書き入れの文字は、『園太暦』の唯一伝わる自筆本である

最後に、明確な根拠があるものではないが、公賢が作成に関与した可能性がのある史料をもう一点指摘しておきたい。それは『大嘗会御禊事』(『群書類学』の第一次成立時と重なっており、その書式も類似することから、『践祚部類鈔』と同様の意図をもって作成されたものである。対象年代が『践祚部類部類鈔』と同様の意図をもって作成されたもので、公賢が作成に関与した可能性あるう。

注

- (1) 「後宇多院」「伏見院」「後伏見院」「花園院」の文字は同筆のように見える。
- (分類目録編)、国立歴史民俗博物館、二〇〇九年も参照。(2) なお「後光嚴院」も「當今」に重書されている。『高松宮家伝来禁裏本目録
- ろう。成立の契機については後述。 次の成立はもう少し幅を持たせて、後醍醐天皇の践祚前後と考えるのが妥当であ(3) もっとも、必ずしも追号が直ちに書き改められると考える必要はなく、第一

- い。(4) 新写本ではこの部分を「虫闕」と記すものがあるが、底本の料紙に虫損はな
- (5) 今江広道「「一代要記について」補遺」『日本歴史』二六二、一九七〇年。
- 日時被勘申」。 日時被勘申」。 保安四年記」、本文の書き出し「二月二日丙戌御卽位
- (7) 東山御文庫本に四箇所ある付箋のうち、高松宮本には一箇所の付箋のみ存す
- (8) 林屋辰三郎『内乱のなかの貴族』(角川選書、一九九一年)、小川剛生「『園でよって編纂されたと推定されている(同書二六六頁)。
- 儀への関心と浩瀚な知識があったことはいうまでもない。
 (9) 公賢の著作には『魚魯愚抄』・『魚魯愚別録』・『歴代最要抄』などがあり、朝
- H―七四三―一七二、一冊、室町時代中期写)所収のものがある。 (1) 古写本に「大嘗会記」(国立歴史民俗博物館所蔵田中穣氏旧蔵典籍古文書)